

再免申請

JJ1SXA/池

JJ1SXA・JJ1SXBの固定局、移動局及びJF1ZFC(移動局)の再免申請および変更届ののこを書きます、固定局の免許の有効期間は、来年2月、他3局の移動局免許期限は9月と10月だ、まず、固定局の再免だが、実は、第1無線機は旧スプリアス規格のままだ、年齢からいって再免申請をするかどうかわからないと思って今まで処置せずにはいたが恥ずかしながら生き永らえた。hi

再免を受けて5年間のハイパワー免許が必要かどうか、このまま固定局の再免申請は止めようかとも考え悩んだが、ひょっとしたらまだ数年は生きるかもしれないとも思い、再免申請をすることにした、SXBも機器共用で、同じ免許だということもある。

免許は、HF・1KW、50MHz・500W、145/430MHz・50W、1200MHz・10Wとなっている、エキサイターはTS2000SX、リニアアンプはTL933だ、1KWや500Wの免許はもういらぬが、前回、再免申請で「変更なし」で届けたのでそのままだ、矢張り「変更なし」での申請が楽だから、そのようにしようかと思う。

JARDへのスプリアス確認保証申請をしていないので、先ずこれから進めなければいけない、現在のスプリアス確認保証の申込は、「Webによる申込」、「メールによる申込」、「書面による申込」の3種類だ、「Webによる申込」をすることにして、終段管の名称・個数と、製造番号を調べてメモし、IARDのホームページから、「Webによる申込」から「スプリアス確認保証入力フォームを開く」と進み、必要事項を入力して送信と簡単に進む。

間も無く、スプリアス確認保証のお申し込みを受け付けましたとのメールが届き、手数料支払いの案内があった、金額は、エキサイター、リニア込みで200ワットを超えるケースは7K円、SXBは同じ機器を共用で使うことで免許されているが、スプリアス確認保証は局ごとに行わなければいけないとのこと、同じ機器を2回確認保証で手数料を支払わなければいけないことに矛盾を感じるが、それが決まりだそうだから仕方なしだ。

通信局への申請は、電子申請だ、前回の申請は、その前電子申請した時の、ID、パスワードがわからなくなっていたのと、ぎりぎりの申請だったので、書面申請をしたが、今回は少しゆとりがあるので、電子申請を調べたら、簡単にID、パスワードを再発行してくれるようなのと、矢張り申請手数料が、1,100円安く、これは、SXA、SXBの固定局・移動局、ZFCの5局分だと5,500円も節約できる、「電子申請・届け出システム-Lite」のページから、ID、パスワードを交付してもらい、勿論、事前に「無線局免許番号」と「無線従事者免許番号」を調べておき手続きに入る、難しいことは何も無く「ID、パスワード」の郵送を待つ。

2日後には、ID・パスワードお知らせのハガキが届く、初期パスワードは、変更しないと手続きには使えないようなので、パスワード変更の手続きをする、電子申請-Liteのページから、初期パスワードでログインし、新パスワードを記入し、変更をクリックすれば手続き完了、なおパスワードは、記号、半角英数字・大小文字を混在させなければいけない、OKで、トップページが表示され、これで申請だ、全く電子申請は楽で早い、SXA、SXBの2局分10分足らずで終了、後は知らせを待ち、手数料支払いと返信用封筒の郵送だ。

申請から、20日後、審査終了と手数料支払いの案内があり、手数料を支払い、返信用封筒を郵送、無事、HF1kW、50MHz500W等の免許状が郵送されて来た、先ずはめでたし！

「再免後日談」

免許状の備考欄について。

届いた無線局免許状の備考欄に「別紙のとおり」となっている。
別紙の記載内容は次のとおり。

- * 「1280MHz帯の使用は、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせ、又は一次業務の無線局からの混信に対して保護を要求してはならない。」
- * 「無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の設備規則第7条の基準（新スプリアス規格）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」

令和3年8月3日付で、無線設備規則の一部が改正され、新スプリアス規格への移行期限を令和4年11月30日とする経過措置が当分の間、延長されることが決定しました。

JARDのページに、平成29年12月以降、新スプリアス基準に合致することの確認がとれていない無線機が含まれたまま再免許申請をした場合、「平成34年11月30日までに限る」の使用制限が明記されますとありました。

私は、JARDにスプリアス確認保証を申請し、エキサイター・リニアアンプで7キロ円を支払った、SXBも設備共用で免許になっているが、同じ設備でも局毎に確認申請は必要との事で、そちらも7キロ円で計14キロ円を支払ったが、スプリアス確認といっても無線設備を改造するわけでは無い、確認保証を取ろうと、取るまいと、同じ設備だ、金を払えば、他の無線局の運用に妨害を与えないということなのか、凄く疑問を感じる、同じ設備を2度保証を取らなければいけないという事と合わせ、大いに疑問どころか憤りを感じます。

届いた免許状の備考欄には、「平成34年11月30日までに限る」の使用制限が明記は無く、「新スプリアス規格に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る」となっていた。

新スプリアス規格への移行期限が延長されたのです、総務省では、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等を考慮しこれまで「令和4年11月30日まで」とされていた新スプリアス規格への移行期限を「当分の間」に変更したのです。

（8月3日付け・総務省令第75号附則第3条で、「平成34年11月30日までは」を「当分の間」に改めるとなった）

此の8月2日付官報の情報が、IARLニュースで配信されたのは8月20日号だ、丁度その頃は、プロバイダーの変更を余儀なくされて、てんやわんやの時期、見落としてしまった。

だが、レンタルサーバーの件が落ち着いて、再免申請に取り組んだ頃、まだIARDのページの「平成34年11月30日までに限る」の使用制限が明記されるというのが書き換えられて無く、書き換えられたのはまだ後の事、IARDのページを信頼していた私が迂闊だった。

何だか、だまし討ちにあったようだと感じるのは私だけでしょうか？スプリアス確認保証を受けなくて、旧規格の無線設備で再免申請をしても、「平成34年11月30日までに限る」の使用制限は明記されず、「新スプリアス規格に合致することの確認がとれていない無線設備でも他の無線局の運用に妨害を与えない場合は使用できる」と言うことだったので、高い確認保証料を払う必要が無かったのだ、大体、「スプリアス確認保証」そのものが疑問だ、1台ごとにスプリアスの検査をするわけでは無く、型式により、OKがでるのであれば、申告だけでOKとしても良いのでは無いか、JARDの財源に貢献させるための制度のような気がするが hw?